



日・キルギス租税協定

(正式名称：所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定)



背景

- キルギスとの間では、現在、1986年に発効した日・ソ租税条約が適用されている。
- キルギスは、1991年の独立後、民主化及び市場経済化を軸とした改革路線を打ち出した。2024年の両国間貿易額は70億円に上り直近10年で最大となっており、人口が増加し1人当たりGDPが伸びているキルギスとの更なる貿易拡大を後押しする本協定への期待は高い。

主な内容

◆ 二重課税の除去のための規定を拡充

(1) 企業の事業活動による利得（事業利得）

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設（支店等）がなければ課税することができない

(2) 投資所得（配当・利子・使用料）に対する投資先の国（源泉地国）での課税を制限

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（著作権） 10%（その他）
改正後	5%（親子会社間） 10%（その他）	免税（政府受取等） 8%（その他）	8%

(3) 協定の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続

◆ 国際的な脱税・租税回避を防止するための規定を拡充

(1) 税務当局間で租税に関する情報交換を行うための規定を拡充（対象租税の拡大等）

(2) 協定の特典の濫用を防止するための規定を導入

早期締結の必要性

- 早期に現行の租税条約を改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、国際的な脱税・租税回避に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- 人口
約730万人（2025年）
- 一人当たりGDP：
2,471米ドル（2024年）
- 在留邦人：
134人（2024年10月現在）
- 進出日系企業：
11社（2024年10月現在）
- 進出分野：
建設業、教育、学習支援業、飲食・宿泊サービス業、金融・保険業等

(参考)

- キルギスは、G7諸国、中国、韓国、インド等約47か国・地域との間で租税条約が発効済み（ソ連時代に締結されたものを含む）。
- 2025年2月に長島内閣総理大臣補佐官がキルギスを訪問。2025年12月にジャパロフ大統領が訪日。
- 2025年12月に署名（於：東京）。